

中小企業代金支払保障条例改定

執筆者：水野コンサルタンシーグループ代表 水野真澄

執筆日：2025年6月11日（NNA連載第1102回）

No.227

1. 条例の目的と中小企業の定義

2025年3月17日に、「中小企業代金支払保障条例（国務院令2020年第728号）」の改定が実施され（国務院令2025年第802号）、2025年6月1日より施行。

同条例は、行政機関、事業団体、大企業が中小企業に支払いを行うに際して、中小企業の合法的権益を保護するためのもので、「中小企業促進法」等に基づき制定。
尚、当該条例の対象となる中小企業（中・小・微企业）の定義は、「中小企業の分類基準規定に関する通知（工信部聯企業[2011]300号）」に基づき、以下の通り。

製造業	従業員数1,000人未満、若しくは、営業収入4億元未満
建築業	営業収入8億元未満、若しくは、資産総額8億元未満
卸売業	従業員200人未満、若しくは、営業収入4億円未満
小売業	従業員300人未満、若しくは、営業収入2億元未満
交通運輸業	従業員1,000人未満、若しくは、営業収入3億元未満

2. 契約時の告知

中小企業が、行政機関、事業団体、大企業と契約を締結する場合、中小企業に属することを自発的に告知するべきであると規定（第3条）。

3. 代金支払

① 中小企業への支払いの原則（第9条）

- 1) 行政機関・事業団体が、中小企業から物品、工事、サービスを購入する場合、引渡しから30日以内に代金を支払う必要が有ると規定。
契約に別段の定めがある場合は、この限りではないが、60日を超過する支払期限の設定は禁止。
- 2) 大企業が中小企業から、物品、工事、サービスを購入する場合、納品日から60日以内に代金を支払うべきであること。
契約に別段の定めがある場合は、それに従うが、業界規範・取引慣習に従って合理的な支払期限を約定することを義務付け。
また、第三者からの代金受領を支払条件とすること（代金受領後に下請け代金を支払う条項）、第三者の支払進捗率に応じて下請け代金を支払う条件を設定することは禁止される。

② 個別状況

行政機関・事業団体・大企業が、中小企業と取引をする場合、支払いをする場合に関する注意点として、以下が定められている。

- 1) 契約において履行進捗率による支払いや、定期決済等の決済方式を採用している場合、支払期限は双方が決済金額を確認した日から起算（第9条）。
- 2) 工事、サービス提供後の、検査・検収合格を支払い条件としている場合（検収基準の採用）、支払期限は検収合格の日から起算（第10条）。
- 3) 商業手形、売掛金電子証明書等の、非現金支払方式の受諾を強制してはならず、商業手形、売掛金電子証明書等の非現金支払方式を利用することで、支払期限を実質的に延長することは禁止（第11条）。
- 4) 工事において、法律に基づいて規定された、入札保証金、履行保証金、工事品質保証金、農民工賃金保証金を除いて、保証金を徴収することは禁止。
また、保証金を現金に限定することは禁止され、金融機関で発行した保証状などを認める必要が有る（第13条）。
- 5) 中小企業との取引において、一部に紛争はあるが、その他の部分の履行に影響がない場合、紛争のない部分については適時に支払う必要が有る。
- 6) 代金支払いを遅延した場合、遅延利息の支払いが義務付けられる。
遅延利息の利率について約定する場合、約定利率は、契約締結時の1年貸付金市場利率を下回ってはならず、定めがない場合は、1日あたり0.05%により遅延利息を支払う（第17条）。